

様式第 4 号（第 3 条関係）

公 文 書 非 公 示 決 定 通 知 書

1 6 額総第 2 6 3 号

平成 1 6 年 5 月 1 9 日

榊 原 悟 志 様

額田町長 鈴木啓允

平成 1 6 年 5 月 1 2 日付けで請求のありました公文書の開示については、額田町情報公開条例第 11 条の規定により、次のとおり開示できません。

公文書の名称 又 は 内 容	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書 1 審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等。 2 審判請求及び成年後見制度活用にかかる平成 15 年度及び平成 16 年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。 3 平成 12 年度から平成 15 年度の各年度ごとの、審判請求実績（件数及び費用）を記した文書
開示しないこととした理由	1 開示請求に係る行政文書を作成していないため。 2 平成 15 年度及び 16 年度には当該制度に係る予算措置をしていないため。 3 平成 12 年度から平成 15 年度には事例がないため。 （額田町情報公開条例第 11 条第 2 項に該当）
上記の理由がなくなる期日	—— 年 —— 月 —— 日以降であれば全部開示できますので、同日以降改めて請求が必要となります。
担当課等名 （連 絡 先）	健康福祉課 電話 0564-82-3168

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。